

医事研 ヘルパーステーションHOT（ケアプランセンター） 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社医療事務研究会が実施する事業は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者その心身や置かれている環境等に応じて、本人や家族等の意向等を基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮を行う。

3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定介護事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関との連携に努める。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医事研 ヘルパーステーションHOT（ケアプランセンター）
- 2 所在地 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号（AIMビル4階）

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 当該事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者（常勤職員1名、兼務）

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規定を遵守させるために必要な指示命令を行う。

- 2 介護支援専門員1名（常勤職員1名）

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整等を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日を除く。

2 営業時間は午前9時から午後5時までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 介護支援専門員は、定期又は随時、利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況等、その課題を分析し、支援を行うものとし、その主な内容等は次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所：第3条に規定する事業所内の相談室、利用者宅
- 2 使用する課題分析票の種類：当事業所独自のもの
- 3 介護支援専門員の居宅訪問頻度：月1回以上
- 4 サービス担当者会議の開催場所、頻度：事業所内の相談室や関係事業所の相談室など、個人情報の保護が図られる場所を活用し、必要に応じ、随時開催
- 5 主な支援の内容：居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険施設への紹介、その他各種相談に対する助言等

(利用料その他の費用額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示す上の額とする
2 通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。

- (1) 本所から片道10km未満 200円
 - (2) 本所から片道10km～20km 400円
 - (3) 本所から片道20km以上の場合は5km毎に50円加算
 - (4) その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者と協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文章で説明をした上で、支払に同意する旨の文書(記名押印)を受けるとする。

(通常の事業の実施区域)

第8条 通常の事業の実施地域は、北九州市内とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 本事業の社会的指名を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社医療事務研究会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年11月1日から施行する。

- 附 則
この規程は、平成15年 9月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年2月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年5月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成16年12月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成17年1月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成25年5月13日から施行する。
- 附 則
この規程は、平成25年9月1日から施行する。
- 附 則
この規定は、平成29年9月1日から施行する。